

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年11月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400026号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400041号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月24日、平成17年2月18日、平成17年8月12日、平成17年12月22日、平成18年2月20日、平成18年8月11日、平成18年12月22日及び平成19年2月20日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年2月18日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年2月20日
⑥ 平成18年8月11日
⑦ 平成18年12月22日
⑧ 平成19年2月20日

A社から支払われた請求期間①から⑧までの賞与について、事業主の届出が遅れたことにより、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間①から⑧までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A社が保管する賞与に係る賃金台帳及び賞与明細書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間①から⑧までの賞与に係る標準賞与額については、上述の当該事業所が保管する資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2400026 号

厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2400041 号

訂正期間	訂正前の標準賞与額 (厚生年金保険法第 75 条 本文該当記録)	厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額
平成 16 年 12 月 24 日	54 万 2,000 円	40 万 2,000 円
平成 17 年 2 月 18 日	38 万円	38 万円
平成 17 年 8 月 12 日	30 万円	30 万円
平成 17 年 12 月 22 日	41 万円	40 万円
平成 18 年 2 月 20 日	33 万円	32 万 2,000 円
平成 18 年 8 月 11 日	30 万円	29 万 3,000 円
平成 18 年 12 月 22 日	41 万円	41 万円
平成 19 年 2 月 20 日	32 万円	32 万円